

(7) 社員総会運営規則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人北信越サッカー協会（以下「本地域協会」という。）の社員総会の運営に関し必要な事項を定め、それによって社員総会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第 2 章 社員総会の招集の手続等

(招集の手続)

第 2 条 社員総会を招集する場合には、理事会の決議によって次の事項を定める。

- (1) 社員総会の日時及び場所
 - (2) 社員総会の目的である事項があるときは、その事項
 - (3) 社員総会の目的である事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 37 条第 2 項の規定により社員が社員総会を招集する場合には、その社員は前項各号に掲げる事項を定めるとともに、次条に定める招集の通知をしなければならない。

(招集の通知)

- 第 3 条 社員総会を招集するには、前条第 2 項の場合を除き、会長は、社員総会の開催日の 1 週間前までに、社員に対して書面でその通知をしなければならない。
- 2 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、社員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
 - 3 前 2 項の通知には、第 2 条第 1 項各号に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(招集手続の省略)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、社員総会は、社員の全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第 3 章 社員総会の議事

(社員総会の決議事項)

第5条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 社員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 司法機関の委員長、副委員長及び委員の選任又は解任
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) その他社員総会で決議するものとして法令又は本地域協会の定款もしくは社員及び社員総会規則で定められた事項
- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、当該社員総会に係る招集通知に記載又は記録された事項以外の事項については、決議することはできない。

(議長)

第6条 社員総会の議長は、開催の都度、その社員総会において出席した社員の中から選出する。

(定足数)

第7条 社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

- 2 議長は、社員総会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

(議題の付議の宣言)

第8条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

- 2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。
- 3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第9条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事、監事又は当該議題に係る議案の提案者に対しその議題又は当該議題に係る議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合、理事、監事又は当該議題に係る議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に報告又は説明をさせることができる。

- 2 社員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該社員総会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることにより本地

域協会その他の者の権利を侵害することとなる場合その他正当な理由がある場合と議長が認める場合はこの限りではない。

- 3 法人法第37条の規定により社員から招集の請求があった場合、同法第43条の規定により提案があった場合、同法第44条の規定により議案の提出があった場合、又は同法第55条に係る議案の提出があった場合は、議長はその社員に議題又は議案の説明を求めなければならず、また必要があるときは理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

(議題の審議)

第10条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

- 2 発言の順序は、議長が決定する。
- 3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第11条 社員は、社員総会の議事の進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
- 3 議長は、第1項の動議が、社員総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用に当たるとき、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなきときは直ちに却下することができる。

(議長不信任動議)

第12条 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。

- 2 前項の動議が決議されたときは、事務局が仮議長となり、その社員総会の議長を出席社員の中から選出する。
- 3 社員総会の議長が、その社員総会において出席社員の中から選出されたときは、議長不信任動議を提出することができない。

(採決)

第13条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

- 2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。
- 3 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 4 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。

- 5 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
- 6 議長は、裁決に先立って、議題、議案及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。その議決権は裁決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

(採決結果の宣言)

第14条 議長は、採決が終了した場合には、その結果及びその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

(議事録の配布)

第16条 議長は、欠席した社員に対して、議事録の写し及び資料を配布して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第 4 章 雑 則

(改 正)

第17条 この規則の改正は、社員総会の決議を経て、これを行う。

(施 行)

第18条 この規則は、2023年6月25日から施行する。